

## 協定書の名義変更について（案）

### 1 概要

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱について、希望者は区長と健康対策対象者（アスベストばく露を受けた元園児については、その法定代理人保護者）との間で協定を締結しております。

ばく露から18年が経過し、成人を迎えた元園児たちもいることから、協定書の名義を法定代理人から元園児本人の名義に変更したいとの要望をいただいております。

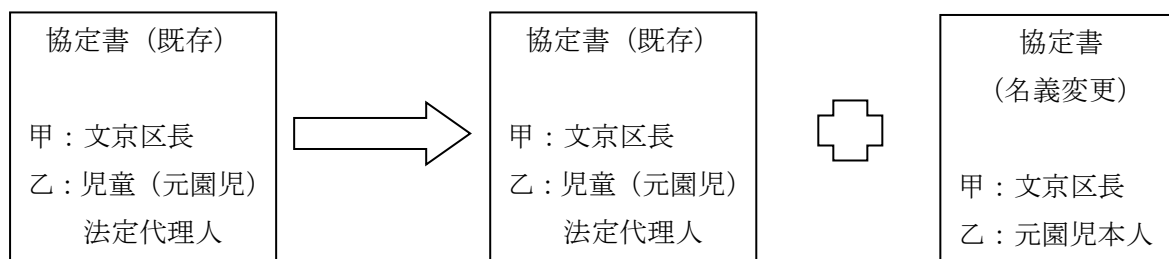
そこで健康対策対象者へ周知を行い、希望者の申し出に基づき法定代理人である保護者から元園児本人へ名義を変更するという協定を締結します。

### 2 名義変更の協定について

既に協定を締結している方で、法定代理人である保護者から元園児本人単独の名義に変更したい方は、本人の申し出に基づき新たに名義変更のための協定を締結します。

協定の内容そのものに変更はなく、既に締結している協定の効力に影響はありません。

#### ※イメージ図



双方記名押印の上で各自1部を保有する。

協定の名義変更を希望しない方は特に申し出の必要はありません。元園児本人名義による協定を結ばないことによって、協定の効力が本人に及ばないということはありません。

### 3 今後の手続きについて

29年度末までに20歳以上の対象者に向けて案内を行う予定。具体的な周知方法については、今後検討してまいります。